

## ◎国家公務員制度改革基本法(平成20年6月13日公布・施行)

- 国家公務員：「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置」
- 地方公務員：国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって検討

## ◎消防職員の団結権のあり方に関する検討会報告

(平成22年12月14日)

消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と、国民の安心・安全の確保の観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討し、その結果を取りまとめ

## ◎国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について

(平成23年4月5日国家公務員制度改革推進本部決定)

- ・非現業国家公務員に協約締結権を付与し、人事行政に責任を持つ使用者機関として公務員庁(仮称)を設置することに伴い、人事院勧告制度及び人事院を廃止
- ・地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める

## ◎地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場

(平成23年4月26日～5月18日)

## ◎地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方(平成23年6月2日)

国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとする

パブリックコメント募集期間：6月15日～7月6日  
結果公表：8月18日

## ◎国家公務員制度改革関連四法案

(平成23年6月3日提出)

- ①幹部人事の一元管理その他の人事制度の改革
- ②退職管理の一層の適正化
- ③自律的労使関係制度の措置

## ◎地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点(平成23年12月26日)

協約締結権付与の理念・目的、費用・便益等の10の論点について総務省としての考え方を提示

## ◎地方公務員の新たな労使関係制度に関する考え方(平成24年3月21日)

「主な論点」に対する各団体の意見を踏まえ、総論(理念・目的、便益・費用、協議の進め方)及び各論について総務省としての考え方を提示

## ◎地方公務員制度改革について(素案)(平成24年5月11日)

### I 自律的労使関係制度の措置

- ・一般職の地方公務員(団結権を制限される職員等を除く。)に協約締結権を付与することとする。
- ・協約締結権の付与に伴い、勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ・住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。
- ・消防職員について、一般職員と同様、団結権及び協約締結権を付与することとする。

### II 能力及び実績に基づく人事管理

- ・人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る。

### III 退職管理の適正の確保

- ・退職職員による現職職員への働きかけに対する規制の導入等により退職管理の適正の確保を図る。